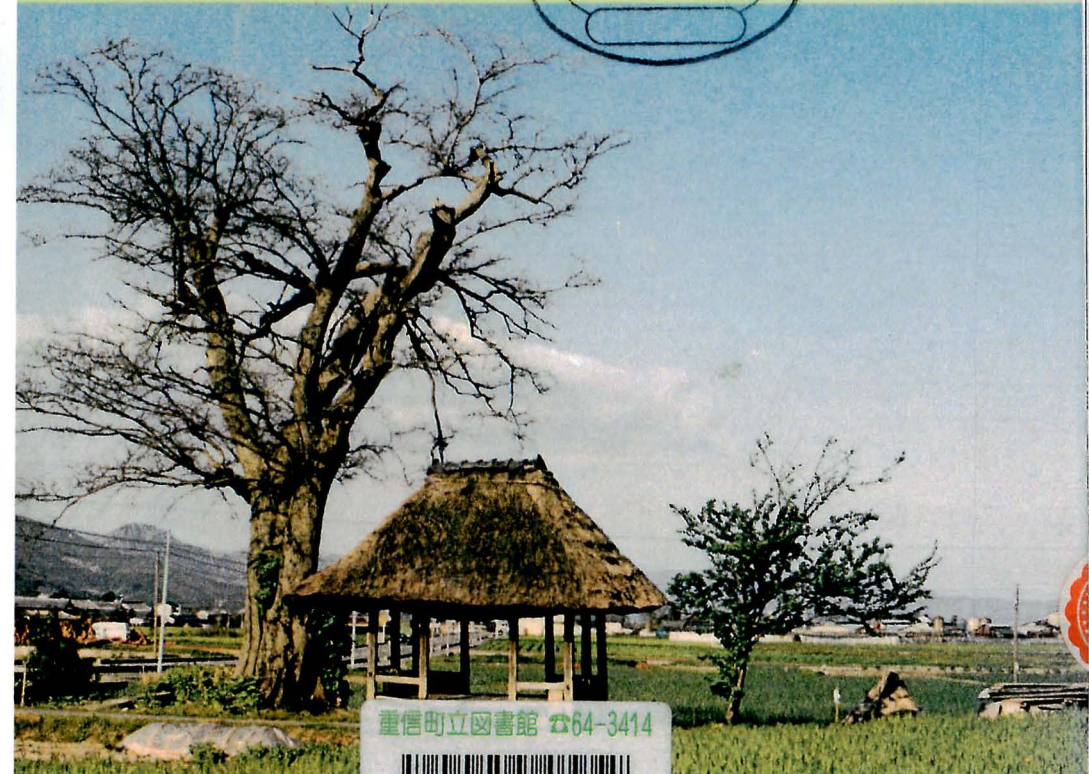


# 川内町の文化財



重信町立図書館 64-3414



00039176

川内町教育委員会



# 川内町の文化財

川内町教育委員会

## 刊行のことば

川内町が心豊かな町づくりの指針として制定しました、町民憲章の一項に「郷土の文化を受けついで教育の町をつくります」と掲げてあります。

本町には、私たちの祖先が残した文化的遺産がたくさんあります。そのうち、法律や条例によって、特に重要なものとして指定保護されている文化財や天然記念物は、国指定二、県指定三、町指定十八、計二十三件にもなっています。

これらの貴重な遺産は、永い歴史のなかにおいて、祖先のたゆまぬ努力の結果生まれたものであり、また、偉大な自然の構成物でもあります。

これらの文化財を大切に保護し、学ぶことによって私たちは祖先がいかに文化を尊び自然を愛し、情緒豊かな生きざまをしていたかを知るとともに、それを誇りとすることができるのであります。

私たちは、戦後のすばらしい経済復興によって物質的な繁栄を実現することができました。そして、その中で満ち足りた生活にすっぽりと浸っているといえます。しかし、反面自分さえよければよいという恐るべき風潮もあります。また、連帯感の欠如によっておこる人間疎外の現象が続発しております。

「激変する社会に対応しながら、経済的な豊かさの中で、

精神的なうるおいと、豊かな人間性のかんようを図ることは極めて大切である」と考えます。

私たちは、文化的遺産を保護し、それについて考え、これを残して下さった先人の香り高い人間性とその奥ゆかしさをしのぶとともに、私たちの人間性と連帯感をも強め、一層郷土愛を深めてゆかねばならぬと思います。

「川内町の文化財」の編集には、町文化財保護審議会委員の橋本鬼士男、野口晃、酒井孝、熊田慶一、菅野忠の諸氏のご尽力によるところであります。委員諸氏が編集の信念とされた「温故知新」をご理解いただくことによつて、地域の人々が将来の新しい文化を育み、人間性豊かな教育文化の町づくりの輪を広げてゆけるものと確信し、ここに深甚の謝意を表し刊行のことばといたします。

昭和五十九年 三月

川内町教育委員会

# 文化財・天然記念物

番号	名称	所在地	指定年月日	種別
1	オキチモズク	吉久字田中	昭和一九、六、二九	国指定 天然記念物
2	医王寺厨子	北方一五五一	〃 四一、六、一一	国指定 重要文化財
3	川上神社古墳	南方字川上三七六(宮西)	〃 二五、一〇、二四	国指定 史跡
4	三島神社隨身像	則之内乙二六一五	〃 四〇、四、〇六	国指定 有形文化財
5	惣河内神社ウラジロガシ	河之内字宮之元四八七六	〃 五四、三、二〇	国指定 有形文化財
6	安国寺須弥壇	則之内甲二七八	〃 三八、四、一一	国指定 有形文化財
7	医王寺トチの木	北方一五五一(恵雲)	〃 三八、四、一一	国指定 天然記念物
8	雨滝イスの木群生	河之内四八四六	〃 三八、四、一一	国指定 天然記念物
9	白猪の滝	河之内字問屋	〃 三八、四、一一	国指定 名勝
10	唐岬の滝	河之内字問屋	〃 三八、四、一一	国指定 名勝
11	滑川溪谷	明河字海上	〃 四〇、四、一一	町指定 名勝
12	近藤林内墓	河之内字日浦	〃 四〇、四、一一	町指定 史跡
13	金毘羅寺四本杉	河之内四八四七	〃 四九、一、二三	町指定 天然記念物
14	上福寺クスの木	松瀬川二七〇(小松)	〃 四九、一、二三	町指定 天然記念物
15	西法寺五輪群	北方一五七〇―一	〃 四九、一、二三	町指定 有形文化財
16	大通庵エドヒガンザクラ	井内甲一八五二―一	〃 五〇、五、一五	町指定 天然記念物
17	久尾エドヒガンザクラ	井内字山根二五〇	〃 五〇、五、一五	町指定 天然記念物
18	北方三島神社常夜燈	北方字海上一〇	〃 五二、四、二五	町指定 有形文化財
19	一畳庵	河之内字宮之元四八七六	〃 五二、四、二五	町指定 有形文化財
20	揚神社クスの木	北方字揚一七〇二	〃 五二、四、二五	町指定 天然記念物
21	源太桜	河之内字六二一九(田桑)	〃 五六、一、二六	町指定 天然記念物
22	滑川万才	明河字海上	〃 三八、四、一一	町指定 無形文化財
23	北方獅子舞	北方地区	〃 五二、四、二五	町指定 無形文化財

## 川内町の文化財 目次

国指定 天然記念物 オキチモズク	吉久 田中……………6	町指定 天然記念物 金毘羅寺四本杉	河之内 音田……………23
国指定 重要文化財 医王寺厨子…	北方 宝泉……………7	町指定 天然記念物 上福寺のクスの木	松瀬川西組字小松……………24
県指定 史跡 川上神社古墳	南方 宮西……………9	町指定 有形文化財 西法寺五輪群	北方 宝泉……………25
県指定 有形文化財 三島神社隨身像	則之内 保免……………11	町指定 天然記念物 大通庵エドヒガンザクラ	井内 蔵元……………27
県指定 天然記念物 惣河内神社ウラジロガシ	河之内 音田……………13	町指定 天然記念物 久尾エドヒガンザクラ	井内 久尾……………28
町指定 文化財 安国寺須弥壇	則之内 恵雲……………14	町指定 有形文化財 北方三島神社常夜燈	北方 海上……………29
町指定 天然記念物 医王寺トチの木	北方 宝泉……………15	町指定 有形文化財 一畳庵	河之内 音田(名越)……………30
町指定 天然記念物 雨滝のイスの木群生	河之内 音田……………16	町指定 天然記念物 揚神社クスの木	北方 西之側 揚……………32
町指定 名勝 白猪の滝 唐岬の滝	河之内 問屋……………17	町指定 天然記念物 源太ザクラ(二本)	河之内 田桑……………33
町指定 名勝 滑川溪谷	滑川 海上……………19	町指定 無形文化財 滑川万才	明河 海上……………35
町指定 史跡 近藤林内墓	河之内 日浦……………21	町指定 無形文化財 北方獅子舞	大字北方……………36

国指定 天然記念物

オキチモズク

吉久 田中



オキチモズク発生地

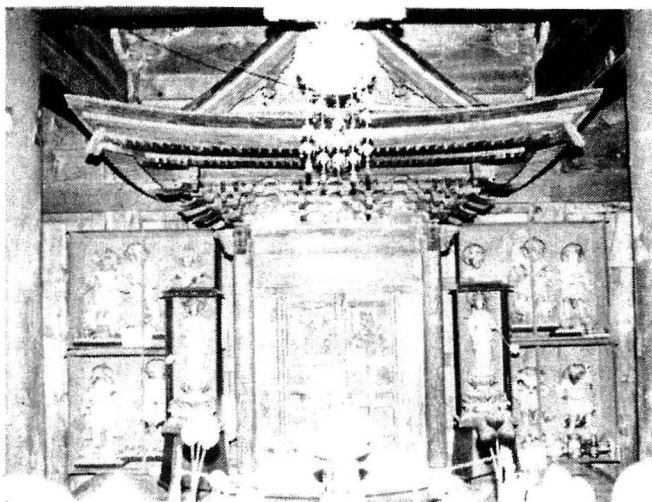
オキチモズクは、吉久のお吉泉から流れる小川において昭和一三年、八木繁一によって発見された、淡水産ベニモズク科に属する紅藻の一珍種である。紫紅色で柔軟な円柱状の体は数多く分岐し、二〇センチ三〇センチ、長いものは八〇センチのものがあった。毎年晩秋のころ発芽して、翌年三月ころ胞子を生じて消失する。この藻は、後日九州の天然記念物チヌジノリの中からも新たにより分けられた。外国ではフィリッピンにこの種のもものが僅かに産することが知られている。吉久の地はオキチモズクが最初に発見されたところであり、オキチモズクは泉の下流約四〇〇メートルにわたって流水中の小石に着生していたが、現在では絶滅に近い状態となっている。その理由ははっきりしないが、昭和二〇年頃の水害とそれに続く水路の改修等、環境の諸条件の変化と関係があるのかも知れない。再発生を期待して日覆を置くなど地道な努力が続けられているが効果はかんばしくない。

昔、この地に大西弥衛門という人があった。弥衛門の妻お吉は気立のよい働きものであったが、弥衛門の継母でもある姑との折合が悪く、遂にこの泉に身を投げた。その時お吉は身重であったということである。それから後、誰いうとなくこの泉をお吉泉と呼ぶようになったという。そんな伝説が残っている。

国指定 重要文化財

医王寺厨子

北方 宝泉



医王寺厨子

この厨子は、一間厨子（間口一〇三センチ、奥行七三センチ、棟高（二八九センチ）入母屋造・妻入りでこけら葺である。昭和三七年八月に解体修理が施されたとき、隅木や斗裏に天文三年甲午正月八日完□、（一五三四）の墨書銘が発見されるとともに、慶長一三年（一六〇八）には台風の影響で修理されたことが明らかとなった。

大永五年（一五二五）の墨書銘がある浄土寺（松山市鷹子町）の厨子と、大きさ・形・棟高・三手先組物等に至るまで酷似している。柱は円柱で礎盤、上下に粽をつけ、その上端は頭貫で連結し、その上に偏平な台輪が通され、詰組の中備が柱上の三手先組と調和して美しい。肘木や扇柱には唐様の特徴がよくあらわれ、室町時代の秀作とされている。

三手先組は、組物形式の肘木を三段前方に出して丸桁を受けるもので組物として最も立派なものである。

中備は、柱上の組物と組物との間に入れる間斗束・臺股・詰組の組物で、この厨子の場合特によく均整のとれた美しさを表現している。

粽は、柱の上下に丸みをもってすばまった部分で、礎盤と連なっている。肘木や扇柱とともに鎌倉時代より始まった禅宗様式に多い手法であるが、この厨子の場合にもよく取り入れられ、唐様建築の特徴がよく出ている。前の扉の文様は浄土寺の場合斜格子となっており、医王寺の方は唐草模様となっている。また、破風の懸魚が美しく入母屋の照りとよく調和している。

もと、本寺は、山号の示すように、<sup>（高田）</sup>若谷、奥之院にあつたものが現在地に移されたといわれている。本堂・須弥壇の大きさ等の相関関係からすれば厨子は、現在の本堂とは別の所にあつたものであろう。

本尊薬師如来は、秘仏で厨子の中に安置され、前仏・脇仏・十二神将が厨子を中心に祀られている。

寺伝によると、大宝二年（七〇二）行基の開基で、医王山宝樹院と号したが、神龜三年（七二六）聖武天皇の詔勅により官寺となり、大宝坊と称した。大同二年（八〇七）正月空海がここを訪れ、延久三年（一〇七一）源頼義が堂宇を再建したと伝えられている。

また、医王寺棟札に「松山城主松平隠岐守寛延二年（一七五〇）庚午奉再興医王寺一宇客殿庫裏」とあり、その後手を加えたことも考えられる。

仁王門は八角形断面の柱を開いた八脚門で、加藤左馬助慶長一七年（一六一二）と書かれた松板も発見されたということがある。昭和三年、かや葺き屋根を瓦葺きに改めた時、斗拱などが取り除かれて往時の姿が失われたことが惜しまれる。仁王像は立派なものであつてこれからの調査が望まれる。

県指定 史跡

川上神社古墳 南方 宮西

古墳は川上神社の社殿裏手にある。従来から西向きの方後円墳といわれてきたが一部では円墳説・長円墳説・長方墳説もある。墳丘は長さ三九メートル、幅二二メートル、高さ約五メートル、南に開口した横穴式石室をもつ古墳で、同一墳丘内に二基の石室がある。東側の石室は全長七メートル、玄室の長さ二・六メートル、幅二メートル、高さ二・一メートルの規模で、羨道部は積み石によるものである。奥壁及び側壁は巨石一枚を使用した造りとなっている。

大正二年に発掘調査が行なわれた時、西側の石室には玄室内に四人分の遺体があり、その内一体は頭骨のみが壇上に安置され、その前には須恵器・馬具・耳飾・金環・銀環・ガラス玉等があり、東側の石室には鉄剣・刀子・須恵器・大小無数のやじり等の副葬品があつたという。

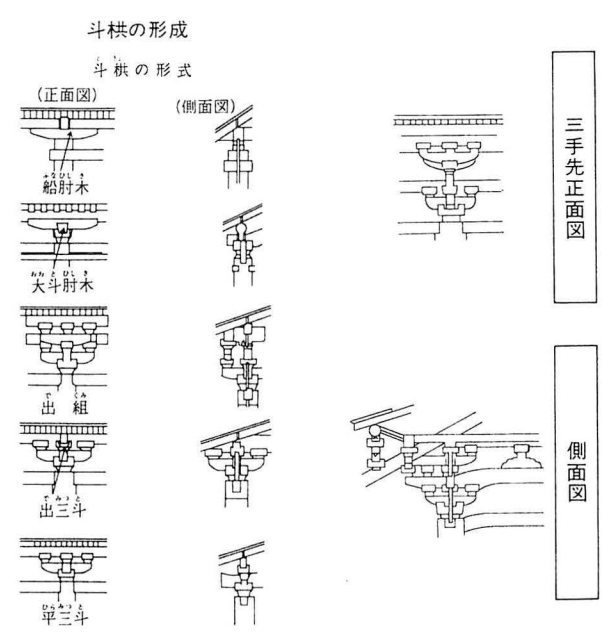
また、墳丘の大部分と石室は極めて良好な状態で残されていたということである。

このように一墳丘に二つの石室があり、それぞれの床面レベルに違いがある場合、それは既存の墳丘の一部を利用して新しい古墳を築造したものである。

東側、一号石室は開口しており石室内部を見ることが出来る。西側の二号石室もかつては開口していたが現在は入口を封じ、小祠を祀っている。

※六世紀の中ごろ仏教が伝来し、仏教建築が伝わると、建築の中心は急に寺院建築に移り、これまでの掘立柱は礎石の上に立ち、茅葺の屋根は瓦で葺かれ、柱の上は組物が用いられ、軒の出が大きくなり屋根や軒に反りがつき、全体が彩色で飾られるなど、寺院建築は日本固有の建築様式を一変した。

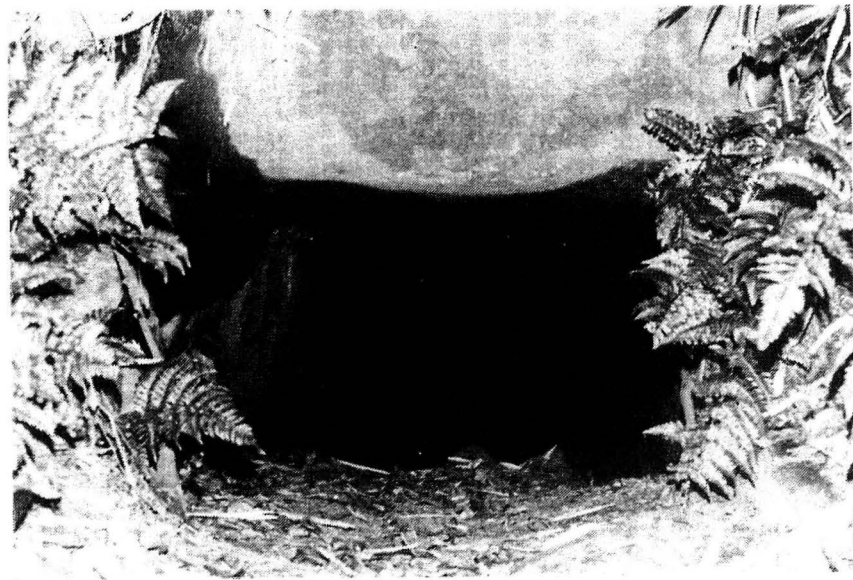
組み物や建物の大まかな見方を絵にしました。表現と合わせて見てください。



この古墳の出土品の中で特筆すべきものは、馬具類の豊富なことであろう。馬具は県内の古墳からもかなり出土しているがこの古墳ほど優れたものはない。ことに、そのほとんどが完全な姿で保存されている四個の鐘形杏葉は、現在わが国最古のものといわれる大阪府茨木市の南塚古墳出土のものと同分違わぬ程のもので、極めて手の込んだ装飾がほどこされている。このような鐘形装飾のついた馬具は、六世紀中ごろの大和政権によって製作、配布されたものであるといわれている。またこの古墳がこのあたりの古墳の中心的位置にあることなどから、川上神社古墳の被葬者は、この地方ばかりでなく松山平野の中でも、きわめて有力な首長の一人であつたようである。

さらに、古墳の周辺地域からは弥生前期の土器や銅鉾が発見されていることから、この地域は、古墳時代以前、かなり早くから文化の拓けた所であると思われる。

古墳のある川上神社は、もと北方古宮の地にあつたものを、応永三四年（一四二七）道後湯築城主河野通久によつて現在地に移され、社殿を造営し河野家の祈願所としたという。また応永四年（一三九七）の社領極めの古文書・河野家古文書・神主に位階を授けられた口宣案・位記・宣旨等の文書によつても当社が河野家以来、歴代藩主の崇敬を受けた格式の高い神社であつたことがうかがわれる。



川上神社古墳

県指定 有形文化財

三島神社随神像

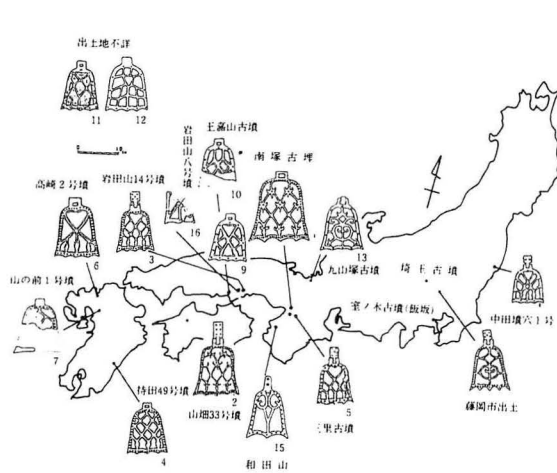
則之内 保免

随身立像は則之内三島神社の神門にある。一体は、像高一三八<sup>サ</sup>、他の一体は一三五<sup>サ</sup>、いずれもヒノキ材、寄木造り、彩色の像である。頭部、体部はそれぞれに内刳を施し、共に一手を上げ、他の手を腰わきに構えて持物を執る形で、片足を踏み出して体勢に動きがあり、両袖もこれに応じて翻っている。

木寄せの風は、神像の常として簡古の風を示すが、胴部を強く引きしめた肉どり、動きのある体勢には鎌倉末ないし南北朝のころの特色が認められる。うち一体の背面部の内側に墨書銘があり、「延文四年五月、ほふけんのさく」（一二三九九）と読める。

随身像は阿・呬の形が通例であるが、この三島神社の両像は、共に口を閉じた呬形であり、左足を踏み出す体勢も同じである。木寄せの風、造形の特色からみてこの二体はほぼ同じところに、同じ作者の手になるものと思われるが、呬形で一對というのはいかにも不自然で、かつては阿呬二対であったものが、呬形だけ二体残ったのではないかとも思われる。

この二体の像は、いかにも神像らしく面相簡古、体部の造形、体勢も共に巧みな佳品であり、銘文によって造



鐘形杏葉出土地とその形態図

播磨考古学研究所「平郡三里古墳」  
奈良県史跡名勝天然記念物調査報告書より



川上神社古墳出土  
鐘形杏葉

立の時代を知ることのできる貴重な品である。一般に随身像は床几に腰を下した形のものが多いが、この随身像は立像であるところが注目されている。  
像は共に冠をいただき、狩衣をつけ、沓をはき足を開いている。顔の形は、おも長く、入念につくられていて、両像ともに目を開き口を閉ざしている。顔の彫りは写実的でよく整っている。

構造は両像よく似ており、頭部両耳後をたてに短い帽子および後頭部にそれぞれ材をあて、内部は内刳を施して目は木眼である。  
首はさし首となつて、狩衣の襟の中に深くはいるようになってい

胴体は前後二材に、また両肩は左右たてに短い、それぞれ内刳をしている。

下半身は両股をたてに短い、両腰の部分は別の材をあてて腰の張りを見わしている。

向つて右の随身像の法量は、像高一三八<sup>サ</sup>、頂頸三五<sup>サ</sup>、冠際から頸まで一八<sup>サ</sup>、沓先開き四一<sup>サ</sup>である。左側の像の法量も大同小異である。

この随身像のある則之内保免の三島神社は、暦応二年（一二三九）足利尊氏が国司河野对島守通盛に命じてこの地に社殿を再建したもので、安国寺の創建とも関連しているようである。随身像の体内の墨書銘にある延文四年は社殿再建より二〇年後になる。

昭和五〇年四月六日、県指定文化財となる。



隋身像



県指定 天然記念物

惣河内神社ウラジロガシ 河之内 音田

このウラジロガシは、白猪、唐押、さらに黒森峠を経て面河へ通じる県道の上、惣河内神社の参道入口にあり、目通り六尺、高さ一一尺、ブナ科の常緑高木である。葉の裏がロウ質白色であることから、「ウラジロガシ」の名がある。葉は有柄互生して披針形あるいは、長だ円披針形で、葉の先端は尾状にとがりするどい鋸歯状となり、長さ一〇センチから一五センチ、やや薄い革質で表面はなめらかであるが、裏は先述のようにロウ白色である。花は雌雄同種で五月ごろ新梢の基部から黄色の細長い雄花が垂れる。雌花は新梢の葉腋總苞に包まれている。果実は濃褐色の卵状広だ円形で堅く、秋には落ちる。木は材質堅く、諸用に使われる。また葉は薬用になる。

惣河内神社のウラジロガシは、樹幹にマメツダ・ノキシノブなどが着生し、樹幹は空洞となつてやや衰えを感じさせるが県内でも数少ない老大樹で、昭和五四年三月二〇日、県指定天然記念物となつた。



ウラジロガシ

### 安国寺須弥壇

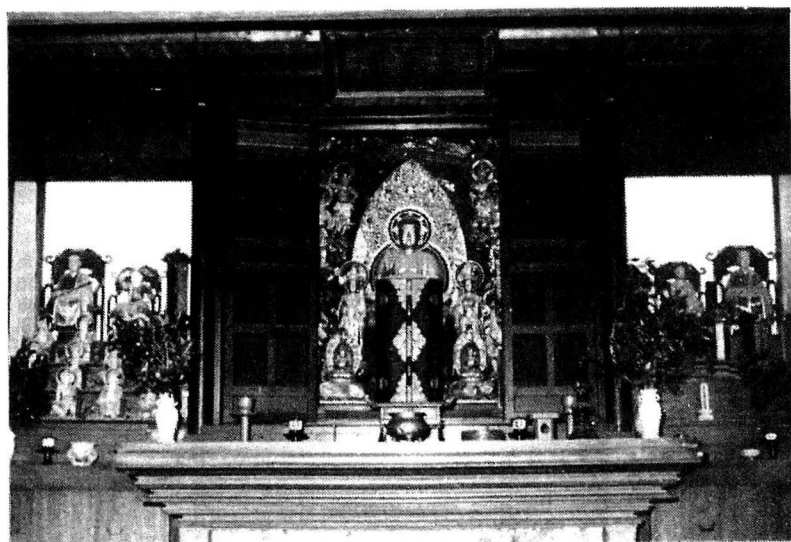
則之内 恵雲

この須弥壇は、高さ二二〇<sup>セ</sup>、間口三〇〇<sup>セ</sup>、奥行き二二〇<sup>セ</sup>、総ヒノキ造りである。寺伝には河野八郎（塩ヶ森城主河野八郎通里）が寄進したものと伝えられている。

須弥壇は規模が大きく、簡素の中に調和のとれた安定した美しさを表現している。もとは壇上に高欄があったものと見えて、ほそ穴の跡がある。

寺の建立は暦応二年（一三三九）河野対島守通盛によって行われている。また天文二年、（一五三三）大仏宝殿を再建、本尊を彫刻し、三牌を安置したということでありすでに二〇〇年を経て、おそらくは荒廃していたであろう寺を再建したものと思われる。

寛文三年（一六六三）に松山城主松平定行が、代官松井仁右衛門に命じて瓦葺の本堂を茅葺に改めている。また元禄一五年（一七〇二）寺内造作のとき、仏師藤井政俊によって仏像の修繕が行われ、藩主定直公が厨子を寄進したとあり、さらに安政二年三月一六日、本堂柱礎安鎮祭を行うとだけあってその他の記述がないので、この須弥壇はいつ頃改修されたかわからない。



安国寺須弥壇

町指定 天然記念物

### 医王寺トチの木

北方 宝泉



医王寺境内

このトチの木は、目通り六<sup>セ</sup>三〇<sup>セ</sup>、高さ二一<sup>セ</sup>五〇<sup>セ</sup>（台風災害前）樹齡二〇〇年以上といわれ、昔、本堂火災時の焼跡を残している。

トチの木は、山地に自生する落葉の喬木で高さ三〇<sup>セ</sup>以上の大木になるものが多い。

葉は掌状の複葉で対生、下方は小葉で五<sup>セ</sup>から七<sup>セ</sup>であるが上部のものは長さ三〇<sup>セ</sup>、幅一二<sup>セ</sup>にも達する。基部はくさび状、葉先はとがっている。葉の表面は無毛であるが裏面は赤褐色の軟毛がある。果実は円錐形で三つに裂ける。赤褐色で堅く光沢のある種子は、粉にして食用にすることができる。

医王寺トチの木





### 雨滝のイスの木群生 河之内 音田

景勝の地雨滝の岩場の上に、一抱えもあるイスの木が群生している。イスの木はそれほど珍らしい木というわけではない。しかし、葉や枝に虫こぶができる、虫こぶの大きいものは四つくらいになるものもある。虫の出た穴に口をあてて吹くと「ヒョウウ、ヒョウウ」と鳴るところから「ひよんの木」の名がある。

正岡子規が明治二八年一〇月二日、松山市泉町の薬師寺をたづね、そこにある「ひよんの木」を見て、「我見しより久しきひよんの茂り哉」と吟行している。

娯楽の少なかつた戦前の子ども達は秋になると、よくこの虫こぶを鳴らして遊んだものである。

イスの木は暖地に自生する常緑高木で、大きいものは二〇センチにも達する。葉は互生し長だ円、全縁無毛で光沢はない。中脈はよくわかるが支脈は不明りょうである。花は紅色で総状花序となつて腋生し、春開花する。上方に両性花をつけ、下方に雄花を生ずる。花には花弁なく、がく片は三〜六個、披針形緑色である。蒴果は木質、卵形で外は密毛でつつまれている。長さ八センチばかりで二つに裂けて種子を出す。

雨滝は雨乞いの行場として知られる景勝の地である。白猪、唐岬の滝水をあつめて岩をかみ落下する水の音、

#### 町指定 名勝

### 白猪の滝 唐岬の滝 河之内 問屋

白猪の滝は、重信川支流表川の水源に近い白猪峠のふもとの溪谷にあつて、高さ八七尺、三段の滝である。

春は山吹、藤の花、夏の緑陰、秋は紅葉、厳冬の氷柱、四季を通して観瀑の人が絶えない。

特に極寒の「つらら」は見事である。つららの下をくぐる水、氷の上に積む雪など、光線の具合で色彩が様々に変化する。この景観を見る人達で道の雪は踏み固められて、氷の道となつてすべる。すべるたびに「キヤー」「キヤー」という喚声が谷にこだまする。

このごろは、秋から冬にかけて、入口付近の広場に観瀑客をあてこんだ露店の出ることもある。白猪の名は、南朝の敗将の霊が白猪にのつて山中にあらわれたという伝説によるものである。

唐岬の滝は、白猪の滝より更に奥へ一層ばかり行った割石峠の溪谷にある。高さ一一四尺、七段の滝で子規の句にちなんで「白糸の滝」と呼ぶ人もある。白猪の滝の男性的なのに対して、こちらは女性的な風情がある。

この二つの滝は、土地の先覚者、近藤林内によつて広く紹介されて文人墨客の探勝もふえた。なかでも正岡子規、夏目漱石の観瀑は有名である。子規は明治二四年八月にここを訪れ、「観瀑記」につきのように書き残して

イスの木をはじめ、シイ・カシ・モミヂなどの樹林におわれ、滝つぼは昼なお暗い。

イスの木



雨滝

いる。

『翌朝山路あやしくたどりつく案内の小童にひかれて、山路ともなく叢ともなくわけ行くに、萩、女郎花のふみしかれてあとよりうらめしげに起き直りたるおかし。行き行きてつまる処を唐岬の滝、其隣の谷間を白猪の滝といふ。突兀たる巖は天を衝きて銀河脚下に傾きいんいんたる白雲は衣の袖より起りて、蛟竜乍ら隠現す。小童の瓢をさ、げて、いざまいれといふ。三杯の村酒に眼ちらつきて、千山万岳滝の音に動き出し、見ぬ世の謫仙しばらく我が身をふる尊とさよ

滝湧くや秋のはらわたちぎれけん

見るが内に滝のけしきすさまじく、肌をうつ冷氣腹の底までこたえて、垢離とらぬ身の留まらんこと覚束なく、一里の峻坂を飛ぶが如くにいそぎ下りぬ。願れば山もさげなん音ばかりは聞えて、滝の水そのとも知らず、見渡す限り雲又雲鳥も通うみちなし。』

このときに子規が泊つた近藤家へ、四年後の明治二八年一月二日、夏目漱石が泊り、翌三日観瀑、子規への手紙に「蓑笠にて白猪唐岬に瀑一覽致候」と書き送っている。その時、駄句数十として

山鳴るや滝とうとうと秋の風

瀑五段一段毎の紅葉かな

鎌さして案内出たり滝紅葉

など五十余句を残している。瀑五段の句は、県道黒森線黒森峠のすぐ下、唐岬の滝入口の広場に立派な句碑と

なっている。またこの時世話になった近藤家に次のような札状を送っている。

「拝啓仕候、観瀑の節は一方ならぬ御世話に相成御厚意の段感銘の至に不堪候、野生事 昨日徒歩にて二時頃平井河原へ着 夫より汽車にて無事帰松仕候 先は右御礼まで勿々如此に御座候 早々不一 十一月四日

夏目金之助

近藤様

子規は観瀑の帰途、則之内の鎌倉堂に立ちより、堂の柱に、案山子もの言はば猶さびしいそ秋の暮 西子の句を落書したという。

西子とは親に似ぬ子をもじった子規の別号である。四年後漱石もまたここに憩い、

鎌倉堂野分けの中に傾けりの句を残している。今はなくなつた鎌倉堂の往時の姿をしのぶことができる。

子規・漱石の訪れた白猪唐岬の観瀑行に、雨滝や久保の淵、金毘羅さんなど散策の行程に加えると素晴らしい行楽となるであろう。

### 町指定 名勝

## 滑川 溪谷 滑川 海上

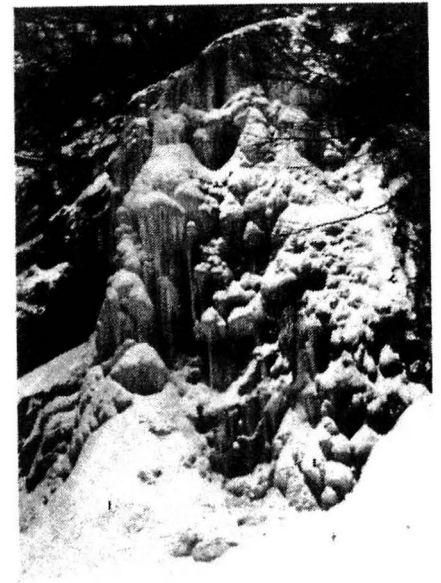
『伊予古跡誌』に、「危岸の嶺に泉あり、増減海潮に従う、味亦塩なり、因て汐嶽と名く」とあり。

『伊予温古録』に、「明河村南方一里十三町飛地字海上に在り織沙凝結して岩石となり、高さ四尺余、横二〇間ばかりの巖窟あり、そのうち織砂岩下に墜下し積りて白色をなすこと恰も食塩の如く土人よつて塩と称し月の塑望には殊に多く堆積す」とあつて、溪谷の入口にある汐嶽は古くから人に知られたところであつたらしい。

旧暦の一日と一五日にはその岩層の中から塩を噴き出すという。事実、その岩膚から落ちた白い粉末がある。この汐嶽から上流の奥の滝まで約一時的溪谷を、滑床と呼んでいる。溪谷の河床全体が子持岩の層で覆われ、その表面を水がなめらかに流れている。

溪谷の入口、汐嶽から川沿いに登ると前の滝に出る、鉄のはしごをのぼると目前に千疊河原の景観が広がる。

「竜の尾」「竜の腹」を経てやがて奥の滝に至る。この間、河床の岩膚に「駒の足跡」という茶わん型のくぼみ（甌穴）が各所にある。甌穴の中には直径が四寸にも及ぶ壺型のものもある。でも滑床の圧巻は何といっても奥の滝である。高さ四尺ぐらいの砂岩の崖が両岸にせまりその奥に滝水がしぶきを上げて落ちていく。



凍結した白猪の滝



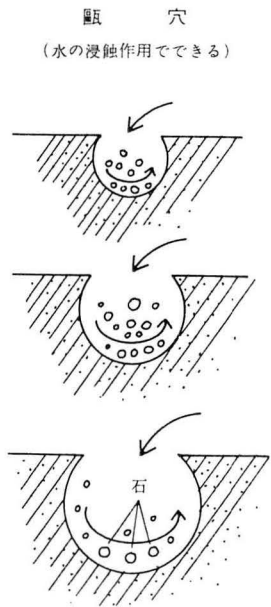
唐岬の滝

かぶさるような岩が迫つて道はここでつきる。

愛媛新聞社刊行の『奥の伊予路』の筆者は、この滑床について、「奥の細道紀行の芭蕉なら、この幽谷をなんと見るであろう」と書いている。

源平合戦の落武者の伝説を秘めた「つづみが岳」や九騎の山家のたたずまいなど、滑床の探勝とあわせて散策を楽しむことができる。

新緑の頃より秋の紅葉の時期にかけて、この地を訪れる人は年毎に多く、駐車場をはじめ、案内板の設置、鉄ばしごや飛び石など遊歩道等も逐次整備されて行楽の便宜がはかられている。





滑 床



汐 嶽

町指定 史跡

近藤林内墓 河之内 日浦

近藤林兵衛是正（こんとう）は河之内日浦の人である。文政元年、  
 （一八一八）正月二日同村次右衛門の第三子に生まれた。  
 一〇歳の時、本家（豪農・酒造）近藤是衡（こんどう）の養子となる。  
 （明治三年林内と改名）二一歳で家を継ぎ妻帯した。長  
 男は若死し、次女に養子をむかえたが養子甚四郎も若く  
 して世を去ったので彼は再び家政を見るようになった。  
 林内は父母によくつかえ、父の死後その喪にある一〇  
 〇日の間、毎日菅笠をかぶって墓に参ったということだ  
 ある。また、日常質素儉約につとめ、よく家を治めて、  
 公益慈善のために莫大な義捐をしたけれども、家運はま  
 すます栄えて父祖の遺産を倍加したということである。  
 彼の善行は今なお人の口に伝えられるところである。  
 例えば、絶家を再興して産を与えたり、親族の困窮者を  
 救って田畑や銭、穀物を給したり、或いは村内の老人を  
 招いて敬老の宴を催したり、身寄りのない者には毎年助  
 け米を与えるなどした。また、米二〇〇俵を備えて貧し  
 い農民を補助し農事を奨励するほか、学校・道路・橋・  
 堤防など公共の事業をたすけ、山野路傍に木を植えて公  
 益をはかった。それゆえ人々から善根酒屋（ぜんこん）とも呼ばれた。  
 このような善行は枚挙にいとまのないほどである。また  
 林内は風雅の道を好み、号を五揚（ごよう）といって俳句に親しん

だ。残念なことに明治二十一年一月四日、七〇歳で没した。  
 遠近の人々その訃報をきいて哀悼しない者はなかったと  
 いう。墓は河之内日浦味間屋にある。生前の徳行をほめ  
 て真言宗より特に菩薩の諡号（しごう）が贈られた。

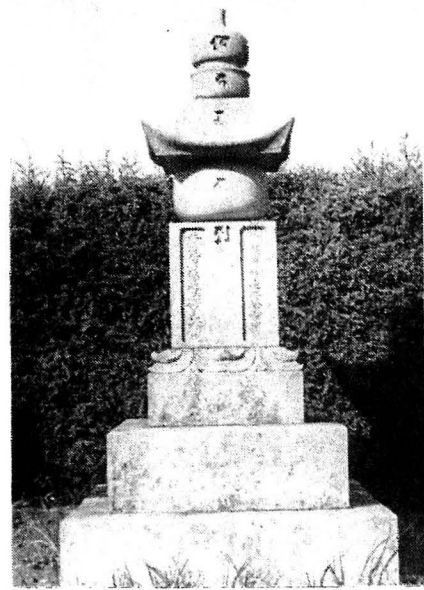
恭恵院清翁是正慈善菩薩 である。

墓は形態のよく整った五輪塔である。地輪（じりん）には夫妻二  
 下りの戒名が刻まれている。火輪（かりん）のそりもよい。空風輪  
 は一石でつくられている。地輪の下に三段の基壇があつ  
 て一層立派に見える。壇の上部には複弁（ふくべん）の反花座（はんばざ）が設け  
 られている。

墓のかたわらに墓誌銘の碑がある。その碑文は豊山貴  
 主、高志大了（こうし）権大僧正（ごんたいそうじょう）が撰文し、能書家三輪田米山（さんりん）が揮  
 毫（ごうばう）している。その文字は見るからに気持のよい、胸のす  
 くような筆勢を感じる。

河之内には、各所に百万遍塔や日本回国塔・巡拝塔・  
 万霊塔などの石造文化財が多く残されている。これらは  
 敬神崇祖の念の厚かった林内翁の影響によるのかもしれない。

林内翁の屋敷跡は地すべりで、跡形もない程に変わり果  
 ている。しかし郷土の人々は翁の遺徳をしのび今も限  
 りない敬愛をささげている。



近藤林内 墓



墓 誌

宝篋印塔

供養塔

町指定 天然記念物

## 金毘羅寺四本杉

河之内 音田

金毘羅寺は寺伝によると長寛年間（一一六三年頃）の創立で称名寺と称したが、慶長年間に金毘羅降臨の奇瑞があったとして金毘羅寺と改称したということである。

境内にある四本の大杉は、領主加藤嘉明手植えの杉と伝えられている。高さ三九呎、目通り三・七呎、三・五呎、三・三呎、三・三呎の四本である。弘化三年（一八四六）一月八日火災により諸堂宇・什器・宝物の大半を焼失したが近藤林内の努力によって再建された。

この四本の杉は嘉永七年、境内整備のために石垣を積み上げた際に根本が埋められたということである。

県道からすぐに石段を上って、山門をくぐり、鐘楼・庫裏などを右に見ながら、次々に五ヶ所の石段を登ると、本堂前のひとときは高い石垣の上、参道の左右にそれぞれ二本、天を摩すごとくにそびえ立っている。

その梢、三々四々は落雷によるものか白骨化しているけれど、なおも旺盛な樹勢を保っている。どっしりとした老杉の姿は、境内の森に一層荘厳の感を与え、訪れる人の心に迫るものがある。

金毘羅寺は、中世の古城跡（名越城）の麓、恵まれた自然の中に大小の伽藍を置き、かつては遠近より参詣する善男善女でにぎわったところである。



金毘羅寺



金毘羅寺四本杉

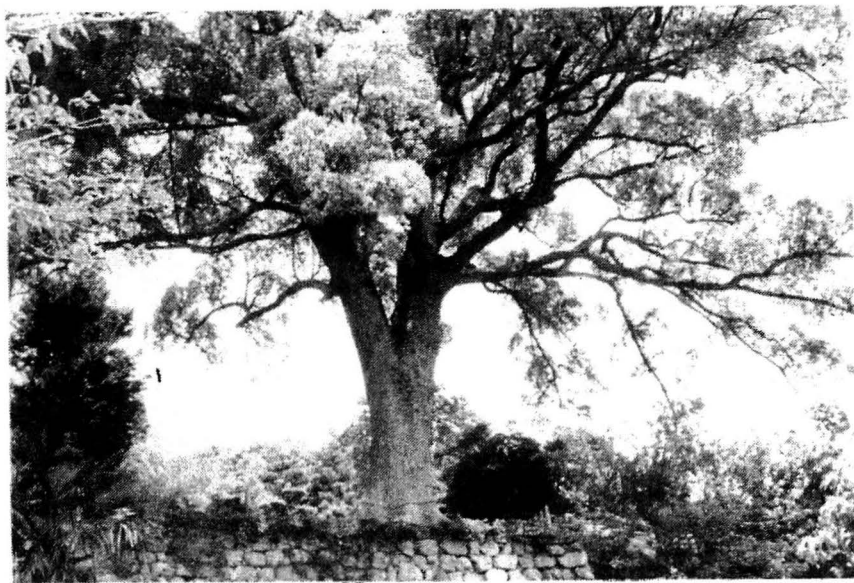
町指定 天然記念物

## 上福寺のクスの木

松瀬川西組字小松

上福寺のクスの木は本堂正面の石段を上るとすぐ右手、高い石垣の端にあり、目通り五・五段、高さ二九段、根張りの実に面白い木である。石垣下の道から仰ぎ見れば、樹勢のよいこの木の枝張りは伸びやかでひと際見事である。

伝えられるところでは、昔、松山城再建の用材候補になり、あわてた里人が木を小さく見せるため石垣を築いて根本を埋めたとか。真偽はともかく、松山城再建の際、弘化四年（一八四七）則之内村（今の大字則之内）へ、ケヤキ・ツガ・クス・マツ・など用材検分のために、谷原小右衛門という役人が来ている。このとき実際にクスの用材を献納したのは、伊予郡松前町神崎と、周桑郡丹原町古田であったという。石垣を築き木を小さく見せたという話しや、揚神社のクスの木伝説、両者は共に木を伐らずに残したという点で一致している。木を守るためにつくられた話のような気もするが、木もこのような大木になるといつの間にか神格化されてそのような話が生まれるのかも知れない。



上福寺のクスの木

町指定 有形文化財

## 西法寺五輪群

北方 宝泉

医王寺の北にある西法寺墓地には、層塔二基を含むたくさん五輪塔がある。この五輪群は昭和四八年、地元の人達が付近一帯に散乱していた石塔を集め、多くの人がとから提供された労力と浄財をもって現在地に基壇をつくって祀り、大切に保存されているものである。

ここは西法寺という廃寺の跡だといわれ、昔は西方極楽浄土につながる墓地として有名な所であったと古老は伝えている。東に石鎚連峰を、西は松山平野から、遠く伊予灘の島々を一望できる場所であることから、昔は三津松山方面の人々のなかにも、この地に納骨埋葬をするという習慣があったということである。その詳細は不明であるが、川上小学校運動場の西に「時の御堂」というお堂があってそこで時待ちをし、西法寺墓地に葬つていたということである。五輪塔は、昭和三三年みかん園造成中に掘り出されたものである。中の一基に建長六年三月八日（一二五四）慈仏房という刻銘のあるものが発見された。ちょうど町誌編集中の委員達はその報告により、現地においてそれを確認した。五輪塔は石がやわらかく、このまま風雨にさらすと文字が磨滅する恐れがあるというので一時川内中学校に保管されていたが、地元の人達によって保存会がつくられた際に現在地に還され、他

の五輪塔と一緒に復元した。これは五輪塔の記銘でも最も古いものの中に入るが、土中に埋まっていたために今まで残っていたものと思われる。五輪塔は、下から地輪・水輪・火輪・風輪・空輪という五つの部分から成り立っている。文字はその水輪にある。

五輪塔がつくられ始めたのは鎌倉時代で、ここの五輪塔は寄せ集めて復元したものであるが、形態に鎌倉時代の特長があらわれており、貴重な文化財といえる。層塔二基も復元に難があり完全とはいえない。

一般に層塔は、三重塔・五重塔から一三重の塔まであって、奇数が原則となっている。

五輪塔も室町時代になると形が小さくなり、水輪にも張りがなくなつて、つぼ型や、扁平なものとなる。以上のことから西法寺五輪群は、鎌倉から室町期の間につくられたものと思われる。

墓地の西、田の中にある古墳にも変わった塔がある。この塔は宝塔や五輪塔・法篋印塔などの混合形式で、同型のものは今のところ川内町内にはこの一基しかない。

宝泉の地は、経座ヶ森山麓に南面した高台にあるという好条件をもち、石器や土器などまだこれからも多くの文化財が発見されるものと思う。



西法寺五輪群

町指定 天然記念物

大通庵エドヒガンザクラ 井内 蔵元

大通庵は井内蔵元にある戒能氏一族の墓で、サクラは墓地の一隅、高い石垣の端にある。この種のサクラは一般に、ウバヒガン・アズマヒガンとも呼ばれている。樹勢が強く、我が国の天然記念物に指定されているサクラのひとつがこの種のサクラである。

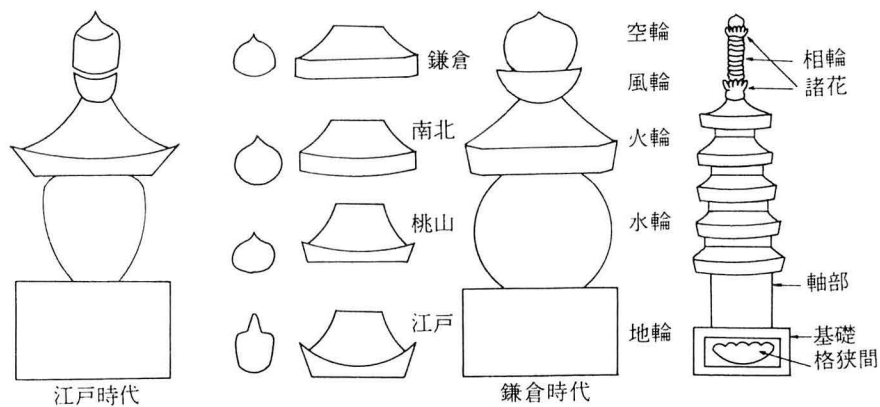
この木は、高さ一二メートル、目通り一・五メートルで、春は他のサクラに先駆けて、淡紅色の花を開く、高台にあるので満開の頃にはその美しい花を遠くからも見ることができ、サクラの木は一族のだけれかが植えたものであろうが今はそれを知る人もない。

ウバヒガンとは、葉が無いのに花が咲く、歯が無いということで姥ヒガン、またこのサクラの特長として太い幹からも直接小枝を出すことから、子育て、つまり乳母ヒガンと呼ぶようになったという。エドヒガン（江戸）アズマヒガンとは関東地方に多くあったのでつけられた名前である。

この大通庵には、小手ヶ滝城主戒能備前守通森の墓や元和八年（一六二二）の宝篋印塔をはじめ、五輪塔・宝篋印塔と混合形式の塔などが数多く立ち並んでいる。



大通庵 エドヒガンザクラ



## 町指定 天然記念物

### 久尾エドヒガンザクラ 井内 久尾

久尾は、海拔四〇〇㍎、山の中腹にひらけた土地で、この地域では一番早く拓かれた所であるという。サクラの木は、皿ヶ嶺連峰県立自然公園塩ヶ森の登山道のそば、久尾の耕地の尽きた所にある。木の高さ、一六㍎、目通り三㍎、サクラの木では町内一の巨木である。

このサクラは一名「孝子桜」「孝太郎桜」或いは「釣鐘桜」と呼ばれている。またこの花の咲き具合を見て、その年の豊凶を占なったともいわれている。前二つの名は共に人に関係したものであるうが「釣鐘桜」とは、おそらく花の花梗が長くて、花が下向きに垂れて咲くというこの花の形容から、そのように呼ばれたものと思う。

主幹は根本から二㍎余りも空洞状になっているが、その空洞の位置からも、新梢を出し、また根を下すなどして、いささかも樹勢の衰えを見せることなく、年毎に淡紅色の美しい花を一杯に咲かせている。

また、道をへだてたやぶの中には、乳生さんという小祠があり、堂のかたわらには乳出のイチヨウと呼ばれる老木もある。

## 町指定 有形文化財

### 北方三島神社常夜燈

北方 海上

この三島神社は重信川扇状地の奥、重信町山之内地区と境を接する北方海上にある。

この境内にある常夜燈二基が町指定の文化財となっている。この常夜燈は、火袋以外、竿も笠もすべて自然石であるが、二基の内南側の一基は、石質がもろい砂岩であるため縦横にひび割れが出来て部分的には表面剝離が見られる。

常夜燈には元和二年（一六一六）の記銘があつて、常夜燈の年号記銘のものとしては、県下では最も古いといわれている。町内の神社仏閣や、旧街道に建てられている常夜燈のほとんどが、幕末から明治にかけて建立されたものである。一般に常夜燈は文化・文政時代以後急増している。それは、ようやく台頭を始めた民衆の力を反映したものと思われる。しかし支配者の権力が強く、民衆の意識、財力の低かった江戸時代の初期に、どうしてこのような常夜燈が建てられたのであろうか。尚今後の研究に待つところが大きい。



北方 三島神社常夜燈



久尾 エドヒガンザクラ

一 畳 庵 河之内 音田（名越）

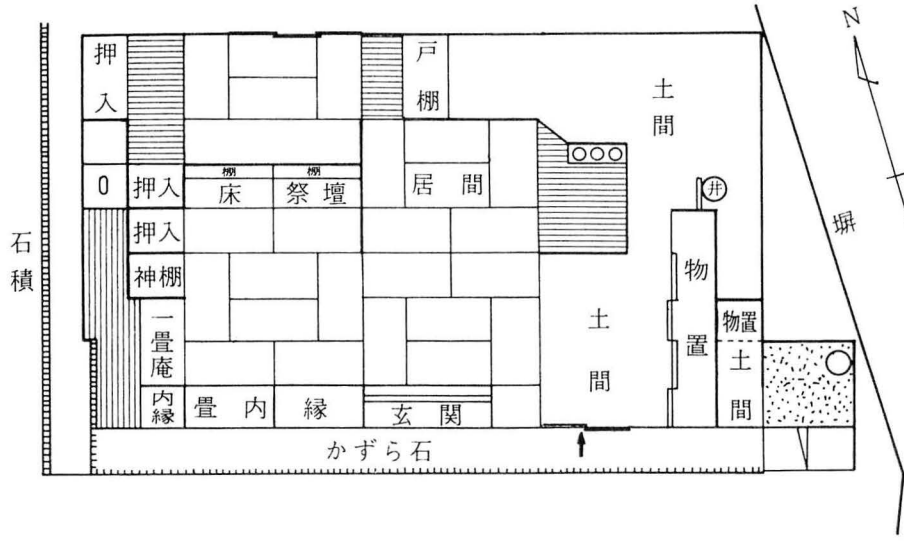
一畳庵は、河之内惣河内神社の社務所である。俳人松根東洋城が、昭和二五年八月から翌年の三月まで、その年の八月から翌年二月まで前後一五ヶ月仮寓した所である。俳誌洪柿に『一畳庵の記』を掲載してから「一畳庵」の名で呼ばれるようになった。

建物の屋根は茅葺入母屋造りで、昔からこの地方にあった一般的民家であるが、この家は、社家の住宅として建てられたもので、通常の出入口の左に間口一間半の玄関式台を設けている。屋根の小屋根組が非常に堅牢な造りであること、柱・鴨・框などがちよくな仕上げとなっているのが特徴である。

ここは、県道黒森峠への道中、金毘羅寺となり合つて神木ウラジロガシのあるところ。鳥居をくぐると見事にこけむした石垣がある。正面石段をのぼると神社の本殿、左へ自然石の高い石積にそつて石段をあがると、山を背に手入れのとどいた植込みの奥に、重厚な茅葺の一畳庵がある。

松根東洋城は、この座敷の外廊畳一枚を占めて「一畳庵」と称して起居、俳諧の指導にあつた。

山屏風 春の炬燵に こもるかな  
の句碑が昭和三十一年初秋に鳥居の奥に建てられている。



一畳庵 平面図



一畳庵

また、庭のサクラのもとにも碑があり、

春秋冬 冬を百日 桜かな

と刻まれている。東洋城がこの山峡の地に仮寓したことは、宮司で門下の宗匠佐伯巨星塔と関係が深い。

東洋城は、はじめ正岡子規の句に心を寄せたが、その後芭蕉の句境を慕い次第にこれに傾倒して、河東碧梧桐等子規門の蕪村調という新傾向派とは対立するようになった。

晩年「俳句は芭蕉にかえれ」と徹底した指導をされ、一人一人、一字一句に至るまで何度も繰り返して納得のいくまで指導された。そのきびしい指導は、人を感じさせるほどさがあつた。町内には直接師の指導を受けた人も多い。彼はこの一畳庵で俳誌『洪柿』を編し門下生を指導するかたわら、『歌仙独吟』の草稿をつくり、佳吟百余首をのこしている。

昭和二八年芸術院会員となつたが、師が巨星塔宗匠の求めに応じて書かれた『球心機動』の額は、もと三内中学校の講堂にかかげられていたが、中学校の統合によつて今は川内中学校体育館にあり、今なお郷土の後進指導の指標として生かされている。

一畳庵 ひたきくるかと 便りかな

庭前には佐伯巨星塔の句碑が巨星塔門下生によつて建立され、一畳庵は本町俳句のメッカである。



## 町指定 天然記念物

### 揚神社クスの木 北方 西之側 揚

揚神社のクスの木は目通り七・八尺、高さ三六尺で、町内にある名木中最も大きいものである。

幹は地上数尺で二幹にわかれ、樹勢は旺盛で少しもおとろえを感じさせない。

クスの木は樟脳をつくる原料ともなるが、喬木、大樹となつてゐる姿は神社や寺院に多く見ることが出来る。

新居浜の一宮神社・西条の伊曾野神社・大三島の大山祇神社のクスの木などはことに有名である。

揚神社のクスの木は枝張りの位置が高く、木の下に立つて仰ぎ見る時、威圧感を覚える。

むかし、この付近に住む一人の百姓がクスの日陰で作物が思うように出来ないということ、ある日、大きい鋸を借りて来てこのクスの木を伐ろうとして、ひとひきしたその切り口から真赤な血が流れ出した。驚いたその人は、道具を投げ出して家へ逃げ帰ったまま一日余りも寝込んでしまったということである。何年かたち、そんな話も忘れかけたころ、話しを聞いた他の男が「そんなことがあるものか、よしわしが伐つてやる」と大きな斧を勢よく打ち込んだ、すると急に腹痛を起し、そのまま死んでしまったということである。

## 町指定 天然記念物

### 源太ザクラ(二本) 河之内 田桑

源太ザクラは、『愛媛の面影』によると「周布郡滑川に沿って西、久米郡に出る山道あり中山越と名く比辺桜樹多し因て俗に桜三里と称す。松山藩士矢野五郎右衛門と云う人貞享四年に松桜の並木を植へたるよし因て今に矢野桜と云とぞ溪川にそひて棧道を造る風景殊によろし千原千場ヶ嶽などというあり眺望深し文人墨客節を留ざるものなし。又曙橋と名る復道あり山城東福寺の通天橋に似る」とあり。また『伊予温古録』には、「本郡(周布郡)南方の諸溪水及び下浮穴郡河之内より出る溪水を合せ両郡界を環流し本郡千原村に來り東北鞍瀨村に向て流るる川を中山川と稱す。この川に沿ふて周布郡より久米郡に至る山道を中山越といふ。即伊予国道なり。貞享年間松山藩士矢野五郎右衛門奉行たりし時比地方土質疎悪にして潰崩し易きを見て、桜は其の根蟠屈し易き性質あり、土砂崩潰を防ぐに善きを以て同四年桜樹八千二百四十本を其の路傍に栽たり。爾來花時には目を驚すばかり見事なり、又其の沿道中山川に曙橋として屋根ある橋あり、比辺山川の風景殊に勝れたり」と書かれてザクラの木が植えられた事がわかる。貞享四年(一六八七)今から三百年ほど前のことである。このザクラの植え付けには、松山藩の囚人が使われたということである。その労働はず



いぶん苦しかったらしく、だれ云うとなく五郎右衛門の通称源太の名前をとって

「桜三里は 源太が仕置き

花は咲くとも実はなるな」

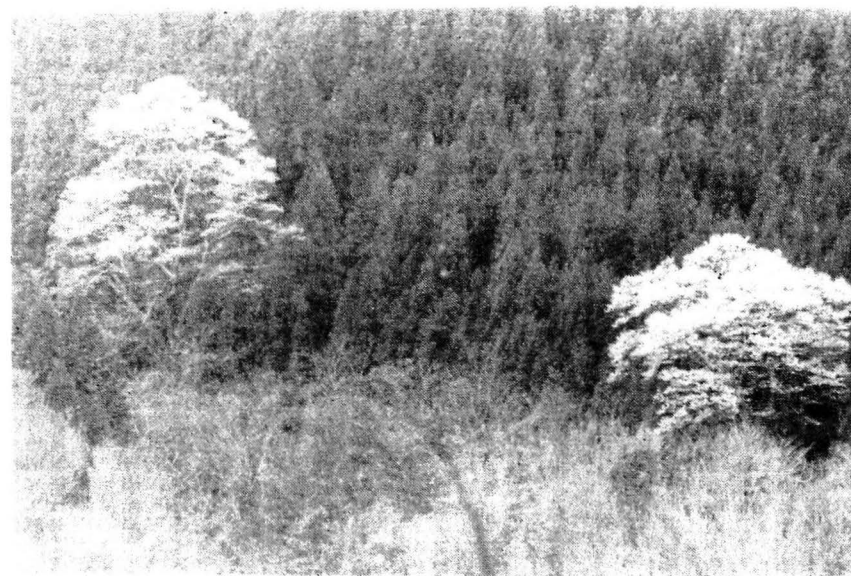
とうたつたと言ひ伝えられている。この事から樹齡推定三〇〇年と思われるこのザクラ二本に、源太の名をつけた。樹種はエドヒガンザクラで春は他のザクラに先きがけて開花する。春から秋、葉のあるうちは葉を見てザクラとわかるが、落葉すると他の樹種と混同され易い。木は郡境に近い河之内宇田桑にある県営発電所の対岸、旧こんぴら街道ぞいの杉木立の中に、約一〇〇尺の距離を置いて現存している。目通り二・八八尺と二・一五尺、高さは両方ともに一七尺で樹勢のよいザクラである。

川上神社にある天明八戊申年(一七八八)の古文書の中に「舊此周布郡中山に数種の桜を栽し事は百十三代靈元帝延宝二甲寅のとし国祖君、矢野五郎右衛門後円齊てふ者に命ありて翠淵の川能こなたに栽させ給ふ。その数其の頃は幾許ならん。聞弱冠の頃、行きて其の数をよみて遣連ハ落合川辺の一本を添て千六百八十本なりし。然あるに天明六丙午のとし孟夏、彼のあたりを歴行して田桑の五恭宅に宿せんとして入る時、軒端に小松の左京とやらいへる人、同じ上旬に此の桜をかぞえけるに四百九十一本とやらん、かきつけありけり。饒に減却せしを驚待る」(後略) 植栽の年には若干の違いはあるけれども、一〇〇年の後には随分と減つたことがわかる。



滑川万才

町指定 無形文化財  
滑川万才  
明河海上



源太桜

中山川上流の溪谷に沿って集落の点在する滑川地区、そこは豊かな森林資源に恵まれ、かつては木材、木炭等の林産物を中心に楮、三極などの生産も多く、また製茶工場や鉱山などがあつて産業も活気溢れる時代があつた。その滑川村字弥陀成の昌禅寺境内に芝居小屋があつて享保年間以後、村の有志が毎年歌舞伎芝居を催していたということである。その後、奥の明河村の海上部落では万才の一座がつくられていたようである。

この滑川万才は、県内各地に伝えられる伊予万才で、滑川万才の名も、山越万才や溝辺万才のように、その伝承地の地名を冠したものである。したがつてその万才歌も他と同様に「豊年おどり」「柱揃え」「千本桜」などの数え歌が殆んどで、歌詞も又同様であり、その中に滑川の地名を歌い込んだものがある。

徳若にや御万才と ひすねの山に積む雪は  
とけて流れて梅藪の 川を流れてその末は  
仲屋娘さんの化粧の水 誠に目出度う候いける。

昔は伊予万才も随分と盛んで、昭和一三、四年頃までは町内の神社、寺院等の祭礼や縁日などで町筋の小学生たちが踊っていたが、その後は全く見られなくなった。そのような中にも、滑川万才だけは毎年の秋祭りに踊り継がれて、昭和三八年、町の無形文化財となつた。しかし、今は激しい過疎の中で後継者もなく、将来への伝承が危ぶまれている。



源太桜 その一



源太桜 その二

## 北方獅子舞

大字北方



北方 獅子舞

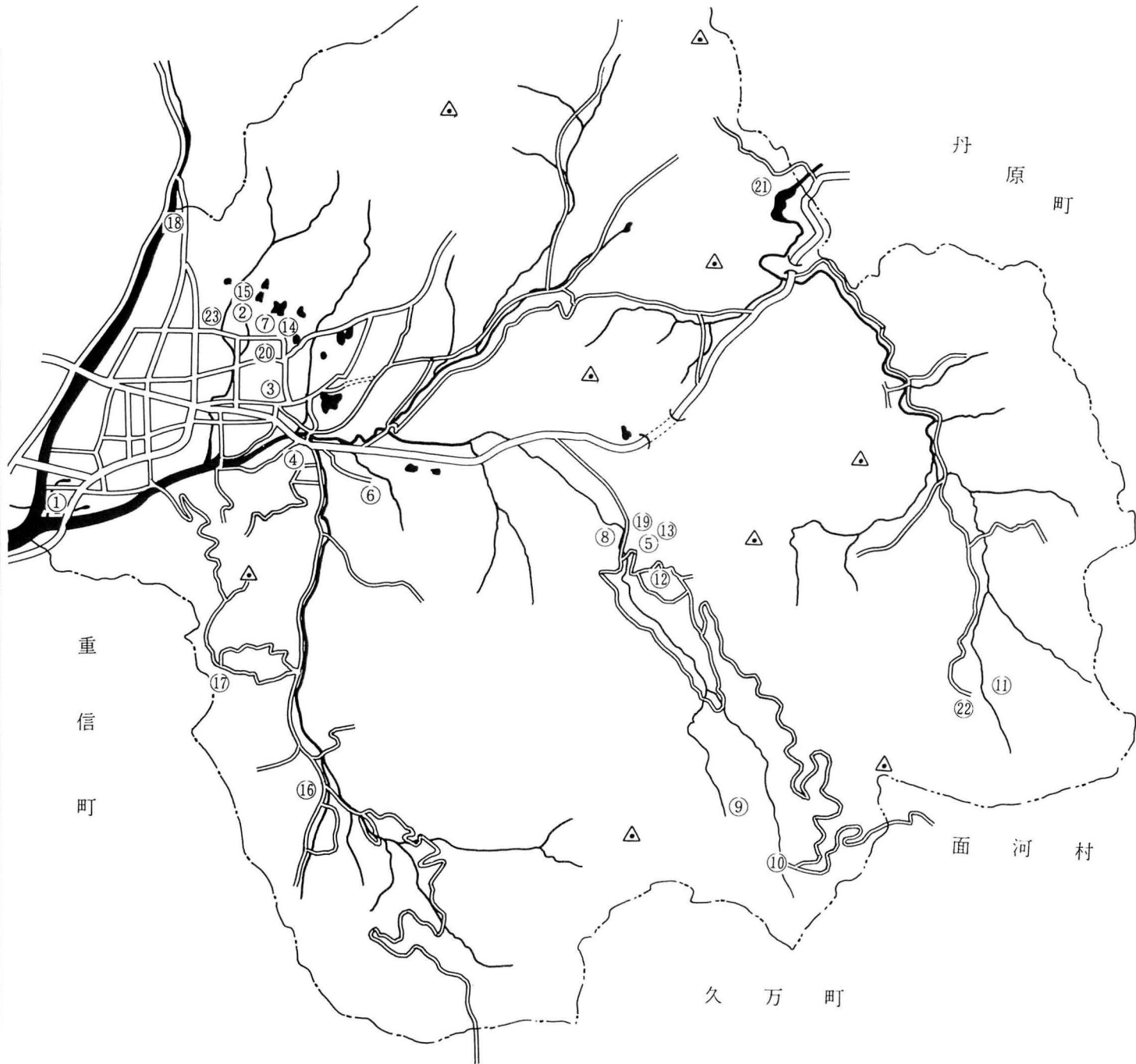
この地方の獅子舞がいつのころに始まったかはわからないが、伊予郡中山町に文政五癸未年一〇月二四日（一八二二）の日付けのある「志<sup>し</sup>入用覚帳」が残っている。そのことから、中子地方の獅子舞はすでにそれ以前、ほとんどの地域に普及していたものと思われる。

民俗学の野口光敏は、著書『伊予民俗ノート』の中で、「一般的に獅子舞には、大別して二つの系統があると考えられている。一つは大陸から入ってきた伎楽の直系であり、一つは伎楽が、いったん伊勢神楽に入り、それが正月の祝賀芸能として地方に回っているうちに、曲芸や寸劇を加えて、土地の獅子舞として各地に定着した伊勢の太神楽<sup>たか</sup>系統のもので、恐らく松山近郊のものもそれであろう」と述べている。

悪魔払いの芸能として、秋祭りにはどこでも獅子舞が行われていたが、経済の高度成長期、急激な社会構造の変化の中で、地域の伝統行事や芸能が急速にすたれて、昭和三〇年代には獅子太鼓の音も全く聞かれないころがあった。しかし、やがて物より心をとられるようになり、伝統的な郷土芸能などが見直されるようになった。北方地区では、昭和五十一年に全戸が加入して保存会を結成し、中学生を中心に、小学生や若い後継者も参加して、活発な伝承活動を続けている。

北方獅子舞は「にわ獅子」をはじめ数種の獅子舞が古式通りに受けつがれていることなどから、昭和五二年、町の無形文化財に指定された。

- |                 |
|-----------------|
| ① オキチモズク        |
| ② 医王寺厨子         |
| ③ 川上神社古墳        |
| ④ 三島神社隨身像       |
| ⑤ 惣河内神社ウラジロガン   |
| ⑥ 安国寺須弥壇        |
| ⑦ 医王寺トチの木       |
| ⑧ 雨滝イスの木群生      |
| ⑨ 白猪の滝          |
| ⑩ 唐岬の滝          |
| ⑪ 滑川溪谷          |
| ⑫ 近藤林内墓         |
| ⑬ 金毘羅寺四本杉       |
| ⑭ 上福寺クスの木       |
| ⑮ 西法寺五輪群        |
| ⑯ 大通庵エドヒガンザクラ   |
| ⑰ 久尾エドヒガンザクラ    |
| ⑱ 北方三島神社常夜燈     |
| ⑲ 一  畳  庵       |
| ⑳ 揚神社クスの木       |
| ㉑ 源  太  桜       |
| ㉒ 滑  川  万  才    |
| ㉓ 北  方  獅  子  舞 |



## あとがき

「川内町の文化財」、この編集を終って、私たちの郷土には、豊かな文化財があること、郷土にかかわりのある書物などもたくさんあることがわかりました。また文化財の中には概念や見方を変えなければならぬものや新しくわかったものもありました。

しかし、私たちの知識や調査では、皆様に十分理解して頂けるだけの記述が出来なかつた事を申し訳なく思っています。今後は更に検討を加えて充実したものにすため努力いたしたいと考えています。そこで、皆様によって新しい研究や調査がなされ、改訂増補されることを期待しています。

この機会に、ふるさと川内の文化財を訪ね、自然とその風土に親しむ人が多くなることを願っています。

終わりに、本誌の発刊にあたって御配慮を頂いた町当局 町議会・町教育委員会に御礼申し上げますとともに、本草稿に関係する方々のお寄せ頂いた御厚意に合せて御礼申し上げます。

昭和五十九年 三月

編集委員 橋本 鬼士男

野口 晃

酒井 孝

熊田 慶一

### 企(文)

企へは、筆や画の交錯した形を、又は襟に首かざりをつけた表現で、文化は飾りからはじまったといわれます。

### 化(化)

人と、人の字を逆さしたもので、人が年老いて腰屈み頭が下がり、髪が白くなるなど、その形の変る様を現わしたもので、本義は徳をもって人を導き善良な風俗習慣をつくる意味だそうです。

### 財(財)

財は、人の宝とする品物である貝を、中は、草木が芽生え生長する形を現わしたといわれます。

## 川内町の文化財

昭和五十九年三月 発行

編集者 川内町教育委員会

発行者 川内町教育委員会

愛媛県温泉郡川内町南方  
〇六九六 六六一四七二二

印刷所 榎 関 洋紙店印刷所